

誓約書

私は、高齢者菜園（以下「菜園」という。）を利用するにあたり、次の事項を厳守・了承することを誓約します（をしてください）。

- 畦や通路などの共有部分の維持管理（雑草の除去やゴミの処分等きれいな状態に保つ）は、利用者共同で行う。
- 雑草等のゴミや汚物は放置せず、持ち帰り処分する。
- 区画（畝）の土の量が十分ではない場合、利用者により栽培に適した用土等を準備し、又は他の利用者に支障が出ない範囲で共有部分から土を移動させることとする。
- 神田菜園、渋谷菜園では、利用者により水を準備する（※溝や水路の水はご利用いただけません）。
- 利用の権利を譲渡、転貸又は交換してはいけない。
- 利用することができなくなった又は一定期間耕作しない場合は、速やかに高齢・福祉総務課に申し出る。
- 利用終了時は、速やかに原状に戻し、返還する。
- 野菜、草花の栽培以外の目的に利用しない。
- 菜園の隣地との塀に農具等を立てかけてはいけない。
- 持ち物に名前を書く。
- 火気を使用しない。
- 禁煙とする。
- 利用時間は、近隣の迷惑にならない範囲で早朝から日没までとする。
- 自動車で来園しない（短期間の積込み・荷下ろしを除く）。
- 利用者が受けた損害は、利用者において解決するものとし、市はいかなる責任も負わないものとする。
- 本誓約事項や法令等が厳守されない場合、市長は、利用の決定を取り消すことができる。

年 月 日

池田市長

様

申込者 住所

氏名